

【別紙】

大館市市民菜園利用申込書説明書

市民菜園の利用期限は毎年11月末日までとなっており、期限までに片付けて畑には何も無い状態にして返していただくことになっております。そのため、いくつか注意事項がありますので、その一部について追記します。

【注意事項 ※別紙1】 多年生作物及び永年性作物について

栽培してはならない多年生作物及び永年性作物とは、冬期間（12月から翌年3月まで）に、地中に根、株、地下茎等が残る作物です。冬を越す栽培ができる作物でも11月末日までに収穫しすべて抜きとる場合（例えば、ねぎを春に植え11月末日までに収穫しすべて抜きとる場合）は、栽培することができます。

〔栽培してはならない作物例〕（五十音順）

アサツキ、アスパラガス、いちご、ウド、果樹全般、菊、玉ねぎ、ニラ、ニンニク、フキ、みょうが、ユリ根、らっきょう、わけぎ 等

【注意事項 ※別紙2】 工作物について

木材等で囲いをしたものは工作物になりますので作らないでください。

この【別紙】は申込者へのお知らせですので、農政課へ提出する必要はありません。